

令和7年度 第3回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和7年6月12日(木)午後2時00分から3時45分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (28人)

1番 鈴木 誠之君	2番 土屋 昌彦君
3番 勝間田 安彦君	4番 長田 薫君
5番 勝間田 公博君	6番 瀬戸 孝雄君
7番 福島 初代君	8番 小宮山 勉君
9番 勝間田 美保子君	10番 勝間田 太住君
11番 長田 守正君	12番 勝又 治彦君
13番 林 忍君	14番 鈴木 洋一郎君
	16番 横山 廣君
17番 勝又 博之君	18番 内田 奨君
19番 小澤 勤君	
21番 宇田川 秀一君	22番 渡邊 一雄君
23番 瀬戸 朝光君	24番 長田 光正君
25番 根上 誠一君	26番 岩田 勉君
27番 芹澤 泉君	28番 中村 善彦君
29番 高田 哲夫君	
31番 齋藤 浩也君	

欠席委員 (3人)

15番 長田 正之君	20番 土屋 壯一君
30番 芹澤 裕治君	

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第13号 転用目的・事業計画変更申請書の決定について
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案
議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 8 農業委員会に関する議案
議案第16号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表の決定について
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 山本 育実 石田 真由美 遠藤 慎也 田代 欣三 杉山 有里

会議の概要

事務局長 ただ今から令和7年度第3回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。

会長 ー会長挨拶ー

事務局長 ありがとうございました。

はじめに諸般の報告をさせていただきます。本日、15番長田正之委員、20番土屋壯一委員、30番芹澤裕治委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、長田会長を議長として進めていただきます。

会長よろしくお願いたします。

会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、5番勝間田公博委員、8番小宮山勉委員よろしくお願いたします。

会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長 日程5 農地法に関する報告に入ります。

報第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局 議案書の1ページをお願いたします。

報第5号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和7年6月12日報告。今月の4条の届出は3件です。

(番号1～3について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承お願いたします。

会長 続きまして、報第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第6号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年6月12日報告。今月の5条の届出は7件です。

(番号1～7について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

1種農地、2種農地、3種農地がありますが、整理番号7は何種農地になりますか。

事務局

こちらについては、市街化区域の農地なので第3種農地になります。

会長

ありがとうございました。

会長

よろしいでしょうか。
報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。
議案第12号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年6月12日提出。今月の3条許可申請件数は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 137 m²
譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

18番委員

調査日は令和7年6月1日です。調査場所につきましては、現地で行いました。
申請につきましては、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

権利の設定等につきましては、譲受人は経営規模拡大をしたいと考えており、自宅入口の農地を譲渡人からの申し入れにより、買い受けるものでございます。

効率的な利用につきましては、取得する農地は自宅入口の土地でして、農業従事者は本人と奥さんの2名で、多年に渡る経験があります。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。現在所有している農地は、畑で日当たりが良く、効率的に耕作管理されると思われまます。

耕作管理計画ですが、新たに取得する農地は畑として活用され、今後も作付けする予定とのことです。

転貸しについては、ありません。

地域との調和ですが、地域農業集落の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのことです。

以上で報告を終わります。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に、議案第13号 転用目的・事業計画変更申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書5ページをお願いします。

議案第13号 次のとおり、事業計画変更申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年6月12日提出。今回の事業計画変更申請につきましては、令和6年8月に農地転用の許可を受けている営農型太陽光発電施設につきまして、申請時の計画どおりに着手できなくなったため、提出されたものになります。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 8,992 m²の内

転用内容は、一時転用による営農型太陽光発電施設の設置です。

計画変更を必要とする理由は、下部の作物への遮光率の見直しに伴い、上部の太陽光パネルの間隔を広げて設置する必要が生じ、農地に打ち込む杭の本数が追加となったためです。変更内容は、一時転用の許可を受けて設置する杭の本数が当初の401本から485本に変更となります。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 3,551 m²の内

転用内容は、一時転用による営農型太陽光発電施設の設置です。

計画変更を必要とする理由は、整理番号1と同様ですが、下部の作物への遮光率の見直しに伴い、上部の太陽光パネルの間隔を広げて設置する必要が生じ、農地に打ち込む杭の本数が追加となったためです。変更内容としましては、一時転用の許可を受けて設置する杭の本数が当初の174本から211本に変更となります。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

18番委員

調査日は令和7年6月6日です。現地で調査しました。調査の立会者ですが、工事の請負業者、耕作者、譲渡人の3名の立会をお願いしました。

変更理由ですが、事務局から話しがありましたが、一時転用の許可済みの営農型太陽光発電施設で、下部の作物のプラムへの遮光率の見直しに伴いまして、上部の太陽光パネルの間隔を広げる必要があるために、スクリー杭を追加で設置するというものです。杭については、84本の追加で転用面積は0.524 m²でございます。

周囲に悪影響もなく、転売等のおそれもないということから、計画変更についてはやむを得ないと思われまます。

以上で報告を終わります。

会長

番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

2番委員

調査日は令和7年6月6日です。調査場所は現地になります。

変更内容は、一時転用面積の変更及びパネルから十分な採光がとれないために、パネルの間隔を広げるものです。転用による周辺農地への影響はないものと考えます。

以上です。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

昨年8月に許可を受けた時もプラムでしたか。

事務局

当初もプラムの計画でした。

会長

一般的な8割収穫ができないから、遮光率を上げないといけなくなったという理解で良いですか。

事務局

栽培計画の見直しを行って、やむを得ずパネルを広げる必要性が出てきたということですので、今回の申請に至ったということです。

会長 パネルとパネルの間隙が広がったということですね。光が下までいくのに必要だということですね。

事務局 はい、そうです。

会長 ほかにございますか。
無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いします。
議案第14号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年6月12日提出。今月の5条許可申請は5件です。
議案の内容説明に移る前に、議案書の訂正をさせていただきます。整理番号4の調査委員が変更となりましたので、修正をお願いいたします。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 1,372 m²
転用内容は、売買による駐車場(トレーラー1台、普通車4台)、資材置場の設置です。
農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

整理番号2、3につきましては、先ほどの議案第13号で説明した事業計画変更に伴い、提出されたものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 0.524 m²
転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電用杭84本の設置です。
許可日から令和16年8月21日までの一時転用となります。
農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。なお、本案件は、下部の営農面積が3,000 m²を超えるため、本日許可相当と認められた場合、6月20日に開催される静岡県農業会議の常設審議委員会へ上程し、その後許可となる予定です。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 0.231 m²
転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電用杭37本の設置です。
許可日から令和16年8月12日までの一時転用となります。
農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

番号4（議案書の内容読み上げ）田 761㎡

転用内容は賃貸借による工事現場事務所1棟及び駐車場16台の設置となります。

許可日から令和7年12月1日までの一時転用となります。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満であるため、第2種農地に区分されます。

番号5（議案書の内容読み上げ）畑 324㎡

転用内容は、賃貸借による駐車場14台の設置となります。

農地の区分は、市役所の支所から300m以内にあるため、第3種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員

調査日は令和7年6月2日です。申請人と現地において調査しました。譲渡人の知人でもある不動産屋代理業の方が仲介に入りました。

申請については、本人が申請したものであり、間違いはありません。

内容については、譲渡人は休耕地となっている土地を売却できる方法を考えていたところ、不動産業者を通じて、トレーラーハウスに係る事業を行っており今後市内近郊でも事業拡大を希望する譲受人と話がまとまり、このような申請に至りました。

転用理由としましては、申請する土地は以前から譲渡人が近所の方をお願いをし、お米を作ってもらっていましたが、その方が高齢になり体力的にも無理とのことで、2年ほど前から休耕地となっております。譲渡人は農機具等を所有していないとのことです。

資金については、土地購入費400万円、土地整地費400万円であり、全て自己資金で賄い、借入金はありません。申請地は今亡き祖母から平成30年9月に相続されています。

転用時期は、許可されれば8月1日から着工したいとのことです。

転用面積は、トレーラー1台、敷地面積で換算しますと約15㎡です。駐車場で88.5㎡、資材置場で600㎡、回転広場で683.5㎡、トータル1,372㎡で約420坪です。

周辺の影響としましては、譲渡人が既に近隣の住民にトレーラーハウスを設置する旨は伝えてあります。万が一の苦情対応は、譲受人が対処することが約束されています。また、薬剤等を使用することもなく、騒音に関してもインパクトドライバーを使用する程度の音くらいです。

以上で報告を終わります。

会長

続いて整理番号2について報告になります。

18番委員

調査日は令和7年6月6日です。譲受人の工事の請負業者、耕作者、譲渡人、私と現地で調査しました。

申請ですが、双方ともに申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

転用理由ですが、太陽光発電用の杭 84 本、0.524 m²を新たに追加する一時転用です。作物の育成に十分な遮光率を上げるために必要です。

資金につきましては、総額が 1 億 3000 万円余りで、全て自己資金で対応するとのことです。

他の権利者の同意につきましては、権利設定は特にありません。

転用時期ですが、許可後直ちに着工したいとのことです。

他法令につきましては、抵触しないと思われまます。

転用面積につきましては、杭が 84 本、0.524 m²で必要最小限と思われまます。

周辺への影響につきましては、周辺地域への影響はないと考えますが、万が一被害が発生した場合には、責任を持って対応するとのことでございます。

以上です。

会長

次に整理番号 3 について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 番委員

調査日は令和 7 年 6 月 6 日です。調査場所は現地で行いました。

申請行為は、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

転用理由は、茶を作付しながら再生可能エネルギーによる発電及び売電事業を行うためです。

資金については、全額自己資金で対応するとのことです。

他の権利者の同意は、権利設定は特にありません。

転用時期は、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令は、他法令については特に手続きを必要としないとのことです。

転用面積は、事業規模に対して妥当であると考えます。

周辺への影響については、土地造成は整地のみで近隣への土砂流出の恐れはなく、排水は雨水のみで地下浸透とし、取水もなく、周辺農地等に被害を及ぼした場合は責任を持って解決するとのことです。

以上です。

会長

次に整理番号 4 について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 1 番委員

調査日は令和 7 年 6 月 6 日です。場所は現地で行いました。譲受人については、電話で行いました。

申請行為については、譲受人、譲渡人ともに賃貸借契約に基づく賃借人と賃貸人であり、申請行為については本人が申請したもので間違いありませんでした。

転用理由ですが、近隣の太陽光発電施設工事において、工事現場事務所を設置するため当地を一時転用するものであり、必要性があり妥当なものと判断します。

資金に関しては、用地費、工事費が合計 868 万円で、その資金は全額自己資金で対応するとのことです。

他の権利に関して、当地は、譲渡人が相続で継承したもので農地として利用していません。他の権利設定はありません。

転用時期ですが、許可日から令和 7 年 1 2 月 1 日までの賃貸借権を設定しております。既に着工している太陽光発電施設の建設工事に合わせてすぐに着工したいとのことで

す。

他法令に関して、抵触することはないと伺っております。

転用面積 761 m²は、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響ですが、被害のおそれはないと思われませんが、万一発生した場合は、賃借人である譲受人が責任を持って解決するとのこと。隣接道路との間口が広いので、周辺への影響は軽微と考えます。

その他として、農地の復元に関して、譲受人は令和7年12月31日までに原状回復するとのこと。砕石等は撤去後、土を起し復元後は譲渡人が農地として耕作管理するとのこと。

会長

次に整理番号5について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

26番委員

調査日は令和7年6月1日です。調査場所は現地です。

申請については、申請人双方とも、申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

転用理由、借人は平成29年11月より診療所を営んでおり、当初よりも患者数が増えてきたため、現在の規模では新たな患者を受け入れることが困難になっている。このほど、診療所増築に伴い隣接する当申請地を借り受け、駐車場として使用したいことから、今回の申請に至りました。

資金については、資金計画は金融機関からの借入で、20年間の返済になります。

他の権利者の同意、他の権利者はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのこと。

他法令については、盛土規制法等対象外であります。

転用面積は324 m²であり診療所の経営規模から見て適正であると思います。駐車場は、車14台分となります。

周辺への影響については、被害防止措置を行い、問題発生時は自己責任で解決するとのこと。

その他ですが、診療所に隣接する道路が今後拡張する予定のようです。今現在駐車場として使っている敷地が、拡張工事で一部道路敷地になるということです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

16番委員

整理番号2、3、4ですが、一時転用ということではありますが、一時転用の期間の上限はないのですか。

事務局

今回の転用目的が営農型太陽光発電施設ということですが、この場合は、通常であれば最長で3年間になります。ただし、今回は下部の耕作者が認定農業者なので、例外的に、最長10年間の一時転用が認められます。なお、番号2及び3については一時転用の終期が令和16年までとなっておりますが、昨年度許可をした時点から10年間という数え方で、このような期間設定になっております。

16番委員

はい、わかりました。

14番委員

整理番号2、3ですが、一時転用の許可が令和16年8月となっていますが、この期限がきたら、この太陽光発電施設は撤去するようになるんですか。また継続で申請するようになるんですか。

事務局

おそらくは、期間満了時に再度一時転用の申請をするものと思われませんが、その際に下部の営農が十分に行われていない場合は、撤去する義務が生じます。仮に更新する場合は、下部の営農をしっかりと行っていないと更新ができないというものになります。

14番委員

ありがとうございました。農業委員会の申請を見ますと、営農型太陽光発電施設や、支柱が低く雑種地になるような太陽光発電施設がありますが、市内の多くの農地が太陽光発電施設に変わっていると思います。農地に限らず、山林についても太陽光発電施設が沢山できています。これらも撤去する時は、産業廃棄物ということで処理すると思いますが、太陽光発電施設の処分の仕方は、全部国の方で決められているのかどうか。もし分かれば聞きたいです。

事務局

撤去の詳細な仕方については、分からない部分もありますが、一時転用で10年間とか3年間とか期限が設けられていまして、この期限がきましたら撤去するという事です。転用の許可申請があった際には、撤去費用も見込んで、資金があるというところまで確認し、許可を出します。その資金を使って太陽光発電事業者が撤去するという形になっております。

14番委員

ありがとうございました。

会長

議案第14号の整理番号3の譲受人と耕作者は別の方ということですが、これについて議案書に記載はありますか。

事務局

今回議案書に記載している申請人は、あくまで太陽光発電施設の設置者ということになります。下部の耕作者については、昨年8月に当該農地を借り受けるための3条申請が出ており許可済みなので、今回については3条の議案には上がっていません。よって、今回の議案書では耕作者の名前は出てきません。

会長

耕作者は認定農業者ですか。

事務局

認定農業者です。

会長

営農型太陽光発電は、下でお茶とかを作った時、通常の8割は収穫しないといけない条件がありますが、どうやって調べるか聞いたら、報告だけで良いと。今は厳しくなったと聞きました。10年後、次の更新時にちゃんと出来ていれば良いという認識ですか。それとも毎年報告を受けますか。

事務局 基本的には毎年営農状況の報告を市にあげてもらい、最終的には国にまで報告が行くようになっています。しっかりと営農が出来ていなければ、そこで何らかの指導を行う必要があります。

会長 当然、プラムの出荷伝票とかで確認するわけでしょ。

事務局 はい。

会長 営農型をしっかりとやっているかどうかを確認するのが我々の仕事だと思っていますので、質問させてもらいました。よろしくお願いします。

会長 ほかによろしいでしょうか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に日程7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案に入ります。
議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いします。

議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので、委員会の決定に附す。令和7年6月12日提出。

議案書9ページの議案第15号別紙資料 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表をご覧ください。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が2件で、合計面積は5,616㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1(議案書の内容読み上げ) 2筆 1,993㎡

番号2(議案書の内容読み上げ) 4筆 3,623㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程 8 農業委員会に関する議案を議題とします。
議案第 16 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の 10 ページをお願いします。
議案第 16 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。令和 7 年 6 月 12 日提出。

(内容説明)

続きまして、議案書と別にお配りしております、議案第 16 号別紙資料をご用意ください。

本議案につきましては農林水産省の通知により定められており、6 月末までにインターネットその他適切な方法で公表するものとされているため、本市農業委員会においても、令和 6 年度の点検・評価結果を決定し公表するものでございます。

(資料説明)

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 農地利用状況調査についてお願い
2. 地域計画見直しに向けた研修会開催について
3. 令和7年度農地利用最適化推進研修会について
4. 農地利用最適化施策の改善に関する具体的な意見について（資料の訂正）
5. 最適化活動目標について（資料の訂正）
6. 農地等利用の最適化の推進に関する指針について（資料の訂正）
7. 全国農業新聞記事 先進地活動事例（岐阜県各務原市）の紹介・協議について
8. 農業会議情報の案内
9. 農業委員会懇親会について
10. 次回総会 7月14（月）午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室
11. タブレット操作研修について

事務局長

皆様方から質問事項等ございますでしょうか。

以上をもちまして、令和7年度第3回御殿場市農業委員会総会定例会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

5番

議事録署名人

8番
